

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 評議員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会定款第 10 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員及び委員会委員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(評議員等)

第 2 条 この規程において、評議員等とは、評議員及び定款第 34 条の規定による委員会の委員をいう。

(費用弁償)

第 3 条 評議員等が、その職務のため、会議に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

費用弁償の額	日 額 2,500 円
--------	-------------